土地の掘さく等（法２７）

（乙の５）

（土地の形状変更、竹木の裁植、竹木の伐採）

|  |
| --- |
| １．河川の名称　　　準用河川　　　　　　川水系　　　　　川２．行為の目的　　　　３．行為の場所及び行為にかかる土地の面積　　　求積図を根拠とし、小数点第２位まで記載のこと。４．行為の内容　　　掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載のこと。５．行為の方法　　　行為に係る土石等の搬入の方法及び経路を付記すること。６．行為の期間　　　自　令和　　年　　月　　日　　　至　令和　　年　　月　　日　　　（許可の日から　　か月以内） |

　備　考

　　１．「（土地の形状の変更、竹木の裁植、竹木の伐採）」の箇所には、該当するものを記載すること。

　　２．河川の名称は水系名、河川名を記載すること。

　　３．行為の場所は市町村、大字、小字及び地番又は地先を記載すること。

　　４．「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。

　　　(1) 土地の形状を変更する行為にあっては、掘さく、盛土、切土その他の行為の種類および掘さく又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。

　　　(2) 竹木の栽植又は伐採にあっては、竹木の種類及び数量を記載すること。

　　５．「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。

　　　(1) 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあっては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。

　　　(2) 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。

　　６．許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

　　７．河川法第２４条の許可を要する場合は同時に申請させること。